

第 29 回

角田市農業委員会総会議事録

令和7年10月27日

第29回角田市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年10月27日(月) 午後1時30分～午後2時25分

2. 場 所 角田市役所 301会議室

3. 議事日程

- | | | |
|----|---------|--------------------------|
| 第1 | 報告第55 | 合意解約について |
| 第2 | 報告第56 | 農地形質変更届出について |
| 第3 | 第143号議案 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 第4 | 第144号議案 | 農地転用事業計画変更承認申請について |
| 第5 | 第145号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 第6 | 第146号議案 | 非農地証明願いについて |
| 第7 | 第147号議案 | 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について |

4. 出席委員 (9名)

1番	阿部 實	2番	笹森 裕市	5番	加藤 隆	8番	森 富夫
11番	遠藤 信悦	12番	堀米 一郎	13番	佐藤進一郎	14番	小丸 等
15番	遠藤 裕一						

5. 欠席委員 (6名)

3番	山本 重人	4番	阿部 和郎	6番	星 政広	7番	加藤 久子
9番	熊谷 繁寿	10番	宍戸 明美				

6. 説明等のための出席者 (6名)

農地利用最適化推進委員

渡邊 菊男 黒田 栄喜 今野林一郎

事務局

局長 加藤 満 主幹 藤巻 和広 主査 齋藤 茜

7. 議事参与を制限された委員 (0名)

議 事

議 長

ただいまから第29回角田市農業委員会総会を開会いたします。
本日は、3番山本重人委員、4番阿部和郎委員、6番星 政広委員、7番加藤久子委員、9番熊谷繁寿委員、10番宍戸明美委員から欠席の届出がございました。

本日の出席委員は、9名でございます。

(会長あいさつ)

(加藤局長より前回総会後から次回総会までの経過・予定報告)

議事に入る前に、議事録署名委員の指名ですけれども、私の方から指名してよろしいですか。

(「はい」の声あり。)

それでは、議事録署名委員に5番加藤 隆委員、8番森 富夫委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

議 長

それでは報告に入ります。

報告第55 合意解約について

農地法第18条第6項の規定による通知があったので下記のとおり報告する。

令和7年10月27日報告 角田市農業委員会長 遠藤裕一

以後、年月日、報告者名及び提出者名の読み上げを省略いたします。

事務局の説明をお願いします。

齋藤主査
議 長

(報告事項朗読説明)

説明は、終わりました。質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、次に移ります。

報告第56 農地形質変更届出について

角田市農地形質変更届出指導要綱第4による農地形質変更届出書の提出があったので下記のとおり報告する。

事務局の説明をお願いします。

藤巻係長
議 長

(報告事項朗読説明)

説明は、終わりました。質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、議案の審議に入ります。

第143号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

譲渡人 角田市 [] 字 [] []

譲受人 角田市 [] 字 [] []

外2件より、頭書の規定による所有権移転の許可申請があったので許可、不許可を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

齋藤主査
議長

(議案事項朗読説明)

説明が終わりました。現地確認をいただいております。

1番を渡邊菊男農地利用最適化推進委員、2番を黒田栄喜農地利用最適化推進委員、3番を今野林一郎農地利用最適化推進委員にお願いいたします。

まず、1番からお願いいたします。

渡邊菊男
推進委員

はい。1番の現地調査について報告いたします。

10月20日の午前10時頃に見てきました。

場所は、 から南の方に約2km行き、そこから の方に約200m行ったところでございます。

隣地には野菜が栽培されており、水路もきちっと整備されておりました。いい圃場環境じゃないかなということで見てきました。

従いまして、特段、大きな問題はございませんので、許可相当であると確信してきましたので、ご報告いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

はい。ご苦労さまでした。

それでは、2番を黒田栄喜農地利用最適化推進委員からお願いいたします。

黒田栄喜
推進委員

10月20日の午前10時半頃、現地確認しました。

場所は、 の交差点から北に200mくらい北に行ったところから西側に100mくらい入ったところにあります。

耕作放棄地のような状態でしたが、重機が入ってかなり整地されていて、北側の雑木についても抜根されていて畑として活用するということでは特に問題がないものと思ってきました。

以上です。

議長

はい。ご苦労様でした。

続きまして、3番を今野林一郎農地利用最適化推進委員からお願いいたします。

今野林一郎
推進委員

10月17日の午前10時頃行ってまいりました。

場所は、 から東に向かって、400mのところ です。

ついこの前まで耕作されていたところでございますので、何ら問題はないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長

はい。ご苦労様でした。

現地確認の報告が終わりました。

質疑に入ります。

何かご質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしということで、第143号議案について、許可することに決定いたしました。

議 長

それでは次に移ります。

第144号議案 農地転用事業計画変更承認申請について を議題といたします。

申請者

より、構造改善局長通達(昭和51年9月30日付51構改B1939号)による標記の変更承認申請があったので承認、不承認の意見を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

藤 卷 係 長
議

(議案事項朗読説明)

はい。ご苦労さまでした。

説明が終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

承認の意見を付して、宮城県知事に提出することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第144号議案について、承認の意見を付して、宮城県知事に提出することに決定いたしました。

議 長

それでは次に移ります。

第145号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

譲渡人 角田市

字

譲受人

外9件より、頭書の規定による所有権移転及び使用貸借権設定の許可申請があったので許可、不許可の意見を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

藤 卷 係 長
議

(議案事項朗読説明)

はい。説明は終わりました。

現地確認をいただいております。

1番、2番を事務局。3番、4番を小丸 等委員。5番、6番を事務局からお願いします。7番を森 富夫委員。8番を事務局。9番を加藤 隆委員。10番を佐藤進一郎委員をお願いいたします。

まず、1番、2番を事務局からお願いします。

藤 卷 係 長

はい。農業委員会事務局の藤巻が、農地転用の現地確認を行いましたので、報告いたします。

1番については、10月23日の午後3時頃藤巻が確認しました。

場所は、 から西へ直線距離で約50m離れた畑で、転用目

的は太陽光発電設備の敷地となります。

日照条件につきましては特に問題はなく、雨水の処理については地下浸透による排水となる見込みである、との話を受けております。草刈りについては定期的実施すると確認しました。周囲に与える影響につきましては、現在の状況・計画を総合的に勘案した結果、特段の差し支えは認められず、周辺環境への影響は小さいと判断しました。以上の点を踏まえ、ご審議をお願いいたします。

続いて、2番についてです。

同日の午後3時30分頃藤巻が確認しました。

場所は、[]から西へ直線距離約50m離れた地点で、転用目的は太陽光発電設備の敷地です。

こちらも日照条件には特段の問題はなく、雨水は地下浸透、草刈りは定期的実施する、近隣住民への迷惑となることはないとする説明を受けております。現地の状況を総合的に判断した結果、周囲への影響はないと考えております。ご審議をお願い申し上げます。

議 長
小丸 等
委 員

はい。ご苦労様でした。

それでは、3番、4番を小丸 等委員からお願いいたします。

はい。まず3番について報告します。

調査日は、10月23日の午前11時35分頃からです。

全体調査委員として、森 富夫委員、熊谷繁寿委員、事務局から加藤局長と藤巻係長、[]さん。それから私と柄目利徳農地利用最適化推進委員の7名で調査しました。

場所は、[]から直線距離にして3.6km西に行った[]との境の手前で[]をずっと上って行ったところになります。

息子の住宅を建てるために転用するという話でした。

傾斜となっていますので、整地をして建てるという話でした。

家庭から出る排水は、浄化槽を通して、排水するという話でした。

4番について報告します。

そこは、広くなっているんですけど全部がもう傾斜なもので、そこを通るのは乗用車1台分ぐらいの道しかなくて、そこが家を建ててからの通路になります。

そこは勾配がきつくなっていますが、ちょっと削ってとか整地するという話を聞きました。もし、大雨などで災害など起きた場合には、すぐに対応しますということでした。

ご審議の方、お願いします。

議 長
藤巻係長

はい。ご苦労様でした。

それでは、5番、6番を事務局からお願いいたします。

まず、5番について報告します。

確認日は10月23日、午前9時00分からで、出席者は山本重人委員、熊谷繁寿委員、森富夫委員、門馬明子農地利用最適化推進委

員、加藤局長、藤巻でございます。

場所は、[]から北に約300mの地点になります。転用目的は太陽光発電設備の敷地とされており、申請地は広く、パネルを適度にばらけるような形で配置する計画であると説明を受けました。西側には高木が立ち並んでおり、日照条件を確保するため、日陰となる区画にはパネルを設置しないとの説明も受けました。雨水は地下へ浸透する設計となっているとの説明を受けました。それに対し、山本重人委員は「現地は粘土状であり、地下浸透は難しいのではないか。隣に迷惑をかけないことを前提として排水を外部へ逃がすような形で設計・管理を進めてほしい」と話しました。

隣地の方々にはすでに説明を行っているとのことで、現時点では特段の問題はないとの認識が示されております。

次に6番について報告します。

確認日は同日、午前9時25分頃で、出席者は山本重人委員、熊谷繁寿委員、森富夫委員、門馬明子農地利用最適化推進委員、加藤局長、藤巻でございます。

場所は、[]から北へ約700m行った畑の区域で、転用目的は同じく太陽光発電設備の敷地となっています。申請地には日照に関して特段の問題は認められず、雨水は地下へ浸透する設計となっているとの説明を受けました。草刈りについては、年3回の定期的な実施が予定され、法面の草刈りも適切に行われ、周囲へ迷惑がかからない管理体制が整っているとの説明がありました。

なお、この事業者は角田市で初めての事業であることから、市農業委員会の太陽光発電設備に対する考え方を丁寧に説明しました。

反射光の影響については隣接地の方々に説明済みであるとのことです。川の向こう側には住宅があるものの、申請地からの距離が十分あり、問題はないと判断されている旨の説明も受けています。

審議方よろしく申し上げます。

議 長

はい。ご苦労さまでした。

それでは7番を森 富夫委員にお願いいたします。

森 富 夫 委 員

はい。7番の案件についてご説明します。

10月23日の午前10時ごろ、全体調査委員の熊谷繁寿委員、事務局から加藤局長、藤巻係長、佐藤清彦農地利用最適化推進委員、それから[]、[]、そして私の7名で確認しました。

場所は、[]の向い側になるんですけども、駐車場、資材置き場ということで整地してありましたが、この場所だけが残ってしまっていて、県の方から承認されたため、駐車場、資材置き場に利用するということです。

特に近隣に迷惑かかることもないため問題ないと判断してきました。

審議方よろしく申し上げます。

議長

はい。ご苦労さまでした。

それでは、8番を事務局からお願いいたします。

藤巻係長

はい。

10月23日の午前10時頃、全体調査委員の熊谷繁寿委員、森富夫委員、阿部和郎委員、佐藤清彦農地利用最適化推進委員、加藤局長、藤巻の出席のもと、現地の確認を行いました。現地の場所は、 から南へ直線距離で約150メートルの田畑でございます。転用の目的は土砂採取であり、周囲に与える影響について精査した結果、現時点では大きな問題は見受けられず、周辺環境への影響は限定的との判断に至りました。

対象となる土地は、 が所有する に所在する4,981㎡の田畑で、これを土砂採取敷地として、 へ一時転用する計画でございます。

なお、土砂採取を実施するには、農地転用のみならず林地開発の手続きが必要となります。現地は2年前に事業が終了しており、現在は動きがありません。昨年度は林地開発の完了届の事務が完了しない状況のため、農地転用の延長願を認めておりましたが、今回も同様の申出が提出されております。

農業委員会事務局としましては、現場の動きがない現状を踏まえ、延長を認める方針で検討を進めました。これに関連し、宮城県大河原地方振興事務所農業振興部へ確認したところ、林地開発については大河原地方振興事務所レベルの決裁が今月中に完了し、県庁へ上申済みとの回答を得ております。

したがって、近く林地開発の完了届の事務も完了する見込みであり、農地転用の延長期間は適当であると考えております。

ご審議をお願いしたく存じます。

議長

はい。ご苦労さまでした。

それでは、9番を加藤隆委員からお願いいたします。

加藤隆委員

それでは、9番についてご報告いたします。

10月23日の12時頃、加藤局長、藤巻係長、それから全体調査委員の熊谷繁寿委員、森富夫委員、第一太陽光発電合同会社の担当者、私、牛澤初雄農地利用最適化推進委員、譲渡人、合わせて8名で行いました。

場所ですけども、 から に近くのところですよ。

譲渡人の住宅のすぐ東側に3筆あるんですけども、畑が北に2筆、南側に1筆、地目が田になっています。

そのちょっと南側に排水路がありますが、管理については、業者の方で一応管理するということで了解してくれました。

それから隣接しているところに防火水槽があるんですけども、市の方に問題があるか確認するというので、業者の担当者は言っていました。

特に問題はないのではないかと思われま

す。

議 長

はい。ご苦労さまでした。

佐藤進一郎
委 員

それでは、10番を佐藤進一郎委員からお願いいたします。

はい。それでは報告いたします。

10月23日の午前11時5分から、全体調査委員の熊谷繁寿委員、森富夫委員、事務局から加藤局長、藤巻係長、それから業者から2人、それと私の7人で現地確認を行いました。

場所は、 から東に約500mのところになります。

 の近くになります。

雑草とか生えていたんですけども、現地調査の時には草刈りもちゃんと行っておりました。

緩い傾斜地になっておりまして、雨水は、自然排水ということで計画しているということですけども、対象地域の左側に土側溝があるんですけども、だいぶ埋まっていることから、業者の方で、重機で堀を作るということを計画しているということです。

周りには、耕作している農地はなくて特に問題ないと思われま

議 長

す。以上です。

はい。ご苦労様でした。

現地確認の報告は終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することでご異議ご

議 長

ざいませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第145号議案について、許可相当の

意見を付して、宮城県知事に提出することに決定いたしました。

それでは次に移ります。

続きまして、第146号議案 非農地証明願いについて を議題とい

たします。

願出人 角田市 字

外1件より、非農地証明願いの提出があったので、その適否を決定

藤巻係長
議 長

するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

(議案事項朗読説明)

現地確認をいただいております。

阿部 實
委 員

1番を阿部 實委員、2番を私の方から報告いたします。

それでは、1番からお願いします。

10月23日の午前10時20分から全体調査委員の熊谷繁寿委員、森

富夫委員、事務局から加藤局長、藤巻係長、私と佐藤利夫農地利用

最適化推進委員が見てまいりました。

場所は、[]の下です。

今まで宅地への通路として使っていたので、何も問題ないと思います。

以上です。

議 長

はい。ご苦労さまでした。

それでは、2番につきましては、私の方から報告させていただきます。

10月23日に、全体調査委員の熊谷繁寿委員、森 富夫委員、加藤事務局長、藤巻係長、それと私と村上貞悦農地利用最適化推進委員の6人で確認してきました。

場所は、[]の手前に[]というのはあったんですけども、今は事業者が入っていて、使っているようですけども、そこに行く途中の民家のすぐ上でございます。

中に入れる状況ではございませんでしたので、少し離れたところから確認をして、竹と雑木ということで、山そのものという状況でございました。

皆様のご審議をお願いいたしたいと思えます。

以上です。

議 長

現地確認の報告が終わりました。

質疑に入ります。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

適当と決定することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしということで、第146号議案について、適当と決定いたしました。

議 長

次に移ります。第147号議案 農用地利用集積等促進計画(案)について を議題といたします。

利用権の設定をする者

[]

[]

利用権の設定を受ける者

角田市 [] 字 []

[]

外7件に係る農用地利用集積等促進計画について、令和7年10月20日付けで角田市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたので、適否を回答するものとする。事務局の説明をお願いします。

齋藤主査
議 長

(議案事項朗読説明)

説明は終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

適当と決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第147号議案については、適当と決定いたしました。

議長 以上をもちまして、上程されました議案は全て終わりました。

その他に入ります。

事務局からお願いいたします。

加藤局長 (市長との農政懇談会時に提出する議題の提出依頼、農業委員等の改選について、農業委員会親睦会の忘年会について説明)

議長 はい。ありがとうございました。

皆さんの方から何かありませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、それでは、総会の一切を終了したいと思います。

閉会の挨拶を、阿部 實職務代理者からお願いします。

阿部實職務
代理者 (職務代理者あいさつ)

午後2時25分終了

角田市農業委員会会議規則第30条第3項に規定に基づき、ここに署名する。

令和7年10月27日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____